

# 農林水産業・地域の活力創造本部

## 構成員発言

### ○ 西銘復興大臣

- ・ 被災地の復興を進めるためには、輸出を含めた地域の主たる産業である農林水産業の振興を図ることが必要です。
- ・ 放射性物質に係る日本産食品の輸入規制に関して、EUについては、5月3日、日本産食品に対する放射性物質の規制を担当するEUの大臣である、キリアキデス保健衛生・食品安全担当欧州委員やヴォイチェホフスキ農業・農村開発担当欧州委員と会談し、規制の撤廃について直接お願いをしました。また、欧州議会対日交流議員団の団長であるシャルデモーゼ議員とも会談し、規制の撤廃へ協力を依頼しました。引き続き、残された国・地域の規制撤廃に向けて農林水産省や外務省などと連携しつつ、政府一丸となって働きかけてまいりたいと考えており、関係大臣におかれても、積極的なご対応をお願いします。

- 本年2月に輸入規制が緩和された台湾について、桃の輸出の取組を今年度から実施する予定であり、生産農家等産地側では、輸出に向けて栽培等準備を進めていると伺っています。緩和後初めての輸出であり、現地でのプロモーション活動も予定されています。
- また、今年の通常国会で福島復興再生特別措置法を改正し、福島国際研究教育機構を来年4月に設立することとしています。この機構では、農林水産資源の超省力生産・活用を核とした地域循環型経済モデルの実現を目指し、農林水産業分野の研究開発等に取り組んでまいります。
- 今後とも、被災地における農林水産業の再生に向けて、関係省庁と連携し、輸入規制の撤廃や福島国際研究教育機構の設立等に全力を尽くしてまいります。

(以上)